

【介護保険対応 訪問看護利用料金表(非課税)】

令和4年2月改正

1単位=10.42円 6級地
みかん

<要支援>

サービス内容	サービス提供時間	単 位	基本料金	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
予防訪問看護Ⅰ-1・ 時間内	1回につき20分未満	302	3147	315	630	944
予防訪問看護Ⅰ-2・ 時間内	1回につき30分未満	450	4689	469	938	1407
予防訪問看護Ⅰ-3・ 時間内	1回につき30分以上 1時間未満	792	8253	826	1651	2476
予防訪問看護Ⅰ-4・ 時間内	1回につき1時間以上 1時間30分未満	1,087	11327	1133	2266	3398
理学療法士による 介護予防訪問看護費	1回につき20分以上 1日に2回を超えた場合1回につき 50/100に相当する単位数を算定 利用開始12月超の利用者に介護予防 訪問看護を行った場合は、1回につき 5単位を減算	283	2948	295	590	885
初回加算	新規に訪問看護を提供した場合	300	3126	313	626	938
退院時共同指導加算	主治医等と連携して在宅生活における 必要な指導を行い、その内容を文章 により提供した場合	600	6252	626	1251	1876
特別管理加算Ⅰ (1ヶ月につき1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けて いる状態や留置カテーテル等を使用 している状態であること	500	5210	521	1042	1563
特別管理加算Ⅱ (1ヶ月につき1回)	在宅酸素療法指導管理などを受けて いる状態や真皮を超える褥瘡の状態 であること	250	2605	261	521	782
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1ヶ月につき1回算定	574	5981	599	1197	1795
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分未満)	1回につき複数名の看護師等が一人 の利用者に訪問看護を行った場合に 算定	254	2647	265	530	794
複数名訪問看護加算Ⅰ (30分以上)	1回につき複数名の看護師等が一人 の利用者に訪問看護を行った場合に 算定	402	4189	419	838	1257
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分未満)	1回につき看護師と看護補助者が一 人の利用者に訪問看護を行った場合 に算定	201	2094	210	419	629
複数名訪問看護加算Ⅱ (30分以上)	1回につき看護師と看護補助者が一 人の利用者に訪問看護を行った場合 に算定	317	3303	331	661	991
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象の方で1時間30分 以上の場合算定	300	3126	313	626	938

【利用者利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切捨て)

〇〇円-(〇〇円×(0.9 0.8 0.7))(1円未満切り捨て)=△△円(利用者負担額)

※負担割合は1割負担の場合:0.9、2割負担の場合:0.8、3割負担の場合:0.7

※准看護師による看護料金は、上記料金と多少異なります。詳しくはお問合せ下さい。

※「緊急時訪問看護加算Ⅰ」「特別管理加算Ⅰ・Ⅱ」は区分支給限度基準額に含まれないサービスとなります。

保険適応外のサービス実施のご利用料 (税抜き)

1 エンゼルケア 20,000円

2 通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費は公共交通機関を利用した場合はその実費を徴収する
自動車の場合は通常の実施地域を超えたところから片道1キロ当たり10円とする